一、争議團側ノ状況
本月二十八日争議團員（總同盟側）押切昇外五名ハ會社ノ西川專務ノ私宅ヲ訪問面會ヲ求メタルモ拒絶サレテ空シク退出シ仝日社會民衆党豊島支部尾久分會長岡田亀吉外一名ハ別記決議文ヲ會社代表者ニ手交スヘク来訪セルモ責任者不在ノ故ヲ以テ事務員ヨリ該文ノ受理ヲ拒絶サレ之亦空シク退出セリ

二、會社側ノ状況
會社側ニアリテハ本月三十日監査役国中謙方ニ重役會議ヲ開催シ對策ヲ決議スル模様ナルモ既定ノ方針ニ基キ交渉ハ拒絶スルモノト認メラル

右及申（通）報候也

「別記」

決議文（原文の儘）

社會民衆党尾久分會本年次總會は同志東京製靴争議団を絶對支持支援すべく左の決議をなす

記

一、我等は今や將に全國民挙つて一致敬虔なる態度を以て之を奉祝すべき大御大典に直面して居るのであります
この秋物凄き御大典を前にして大資本家の横暴なる態度と全民衆を犠牲に――
逆境とするものではありますが争議は[illegible]勝利を得るといふ事ではありません。されど今回資本家の横暴なる暴挙に對し全従業員の憤激を示す事に至らしめたことは又為政[illegible]然りとは信ずる。我等は全民衆の為めに今後は全責任の所在を明らかにし以て全民衆に深く訴へる義務あることを要求するものである。
我等は敢て言ふ、今回の一争議は労働者階級の生活を脅威せしものなり。我等の存在をいかにせんとするは其の底に今我々無産者を暴露したるものである。[illegible]として我等は之争議を支持し資本家[illegible]一刻も迅速に解決せしむを以て全従業員をして不安の念を払はしめると同時に全民衆をして安らかに[illegible]して慶典を[illegible]奉祝し得る様に[illegible]全民衆の為めに要求するものである

昭和三年十月[illegible]日

社會民衆党豊島支部
尾久分會年次總會議長

ヲ